

障害福祉制度一覧表（概要版）

【身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳】

安芸高田市作成

各種手帳をお持ちの方が受けられる制度の概要です。
記載されている内容の詳細は申請・相談窓口におたずねください。

| 制度の種類 | | 身体 | 療育 | 精神 | 内容・要件など | 申請に必要なもの | 申請・相談窓口 |
|---------------------|----------|----|----|---|---|----------|---|
| 障害者総合支援法による障害福祉サービス | 介護給付 | ○ | ○ | ○ | ホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの介護および調理、洗濯、掃除などの家事、その他生活全般の支援をします。 | 原則1 | 安芸高田市 社会福祉課 |
| | | ○ | ○ | ○ | 重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に支援します。 | | |
| | | - | ○ | ○ | 自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するための援護、外出支援をします。 | | |
| | | ○ | - | - | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。 | | |
| | | ○ | ○ | ○ | 介護の必要性がとても高い方に、複数のサービスを包括的にを行います。 | | |
| | | ○ | ○ | ○ | 自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、施設で、入浴、排せつ、食事の介護を支援します。 | | |
| | | ○ | ○ | ○ | 医療と介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援をします。 | | |
| | | ○ | ○ | ○ | 常に介護を要する方に、入浴、排せつ、食事の介護の支援、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 | | |
| | 相談支援給付 | ○ | ○ | ○ | 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給後見直しを行います。 | 割負担 | 住所 〒731-0592 広島県安芸高田市 吉田町吉田791番地 |
| | | ○ | ○ | ○ | [地域移行支援]住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談や同行支援等を行います。 [地域定着支援]地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態などに緊急訪問や緊急対応などの支援を行います。 | | |
| | 訓練等給付 | ○ | ○ | ○ | 自立した日常生活または社会生活ができるように、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練などを提供します。 | 上限あり | ※介護保険適用者は利用できない場合があります ※事前にご相談ください 手帳・申請書など |
| | | ○ | ○ | ○ | 就労を希望する方に一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。 | | |
| | | ○ | ○ | ○ | 就労が困難な方に、就労の場を提供するとともに知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。 | | |
| | | ○ | ○ | ○ | 就労移行支援等を経て一般就労へ移行した方の、就労の継続を図るための支援をします。 | | |
| | | ○ | ○ | ○ | 障害者支援施設やグループホーム等を利用してた人または居宅において単身の人等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な支援を行います。 | | |
| | | ○ | ○ | ○ | 就労または自立訓練、就労移行支援などを利用している方に、共同生活を行なう住居において、相談、食事提供などの日常生活上の支援をします。 | | |
| | 地域福祉サービス | ○ | ○ | ○ | 障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、あわせてサービス事業者との連絡調整をします。 | 上限あり | 電話番号 0826-42-5615 FAX番号 0826-42-2130 |
| | | ○ | ○ | ○ | 創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援をします。 | | |
| | | ○ | ○ | ○ | 住居を必要としている人に、低額な料金で、居室などを提供するとともに、日常生活に必要な支援をします。 | | |
| ○ | | ○ | ○ | 活動の場、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を提供します。 | | | |
| ○ | | - | - | 身体障害者手帳所持者、難病患者等の方に装具・義肢・車いす・補聴器・つえ・意思伝達装置などを支給します。（購入・修理） ※障害種別・等級による制限あり ※補装具の種類によっては判定が必要です | | | |
| ○ | | ○ | ○ | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者等の方にストーマ装具・紙おむつ・たん吸引器・拡大読書器・入浴補助用具・ポータブルレコーダ・聴覚障害者用通信装置等を給付します ※障害種別・等級による制限あり | | | |
| ○ | | ○ | ○ | 円滑に外出できるよう、移動のための介助者を派遣します。 | | | |
| 事業 | ○ | - | - | 常時寝たきり状態にある重度の障害者等の自宅を訪問し、看護師等の管理のもと入浴支援を提供します。 | FAX・郵送での申請も受け付けます | | |
| | ○ | - | - | 聴覚、音声機能、言語機能に障害がある方とその他の方とのコミュニケーションを支援するために支援者を派遣します。 ※営利目的や継続的なもの（通勤など）には、派遣できません。 | | | |
| | ○ | - | - | 視覚に障害がある方などに広報誌や書籍等の録音CD・テープを配布します。 | | | |

| 制度の種類 | | 身体 | 療育 | 精神 | 内容・要件など | 申請に必要なもの | 申請・相談窓口 | | |
|----------------------------|------------------------|------------|----|---|---|---|--|--|-----------------------------|
| 手 当 年 金 | 障害児福祉手当 | ○ | ○ | ○ | 20歳未満の重度障害児で常時の介護を要する人に支給します。 ※原則、診断書の提出による認定が必要 ※所得制限あり | 月額 15,690円 | 安芸高田市 社会福祉課 0826-42-5615 | | |
| | 児童扶養手当 | ○ | ○ | ○ | 父母のいずれかが重度の障害の状態にある場合、児童の保護者などに手当を支給。 児童が18歳に達した年の年度末、児童に障害のある場合は20歳まで。 ※児童を養育する年金受給者の方も条件により認定される場合もあり ※世帯員には所得制限の審査あり ※障害の状態について診断書等の審査あり | 月額 10,740円 ～45,500円 (子1人の基準額) | | 安芸高田市 子育て支援課 0826-47-1283 | |
| | 特別児童扶養手当 | ○ | ○ | ○ | 20歳未満の障害を有する児童を養育・監護する保護者に手当を支給。 ※世帯員には所得制限の審査あり ※障害の状態について診断書等の審査あり | 月額 1級55,350円 2級36,860円 | | | |
| | 特別障害者手当 | ○ | ○ | ○ | 20歳以上の在宅の重度障害者で常時特別な介護を要する人に支給。 ※原則、診断書の提出による認定が必要 ※所得制限あり | 月額 28,840円 | 安芸高田市 社会福祉課 0826-42-5615 | | |
| | 在宅障害者介護手当 | ○ | ○ | ○ | 20歳以上65歳未満の重度障害者を在宅で介護している家族に支給。 ※障害者総合支援法による障害支援区分が区分4～区分6の人 ※所得制限あり ※障害者の方が特別障害者手当、原爆介護手当を受給している場合は支給できません | 月額 5,000円 | | | |
| | 障害基礎年金 | ○ | ○ | ○ | 初診日に国民年金の被保険者であり、国民年金法で定める障害のある人に支給。 ※原則、診断書の提出による認定が必要 ※初めて医療の診療を受けたときから、1年6か月経過したとき(その間に治った場合には治ったとき)に障害の状態にある方。ただし、老齢基礎年金受給者は除く。 | 年額 1級 1,020,000円 2級 816,000円 | | 安芸高田市 保険医療課 0826-42-5619 三次年金事務所 0824-62-3107 | |
| 医 療 | 自立支援医療(育成医療) ※18歳未満 | ○ | - | - | 身体障害者手帳所持者(育成医療においては未所持者も可)の機能障害の軽減又は除去のための医療費を給付します。 ※確実な治療効果(機能の維持、改善)が期待できるものに限りま す。 ※指定医療機関で行います ※原則1割負担(上限あり) | 手帳・保険証・申請書など | 安芸高田市 社会福祉課 0826-42-5615 | | |
| | 自立支援医療(更生医療) ※18歳以上 | ○ | - | - | | | | | |
| | 自立支援医療(精神通院医療) | - | - | ○ | | 在宅の精神障害者の医療の確保を容易にするために通院医療の医療費の給付をします。 ※原則、診断書の提出による認定が必要 ※手帳の所持を問わない | | 手帳・自立支援医療受給者証・保険証・申請書など | |
| | 精神障害者医療費助成制度 | - | - | ○ | | 精神障害者保健福祉手帳1級及び自立支援医療受給者証所持者の保険診療費の自己負担分の一部を助成。 ※本人・配偶者・扶養義務者の所得制限あり。 ※一部負担金として、通院の1医療機関ごとに1日200円、ただし通院月4日まで | | | |
| | 重度心身障害者医療費助成 | ○ | ○ | - | | 身体障害者手帳1～3級、療育手帳④・A・⑤所持者の保険診療費の自己負担分(食事自己負担額は除く)の一部を助成。 ※本人・配偶者・扶養義務者の所得制限あり。 ※一部負担金として、入院・通院ともに1医療機関ごとに1日200円、ただし通院月4回、入院月14日まで | | 手帳・保険証・申請書など | 安芸高田市 保険医療課 0826-42-5619 |
| 後期高齢者医療 | ○ | ○ | ○ | 身体障害者手帳1～3級、4級の一部(下肢障害の一部、音声・言語機能障害の一部など)、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1、2級、国民年金の障害年金1、2級の方は65歳の誕生日から後期高齢者医療制度による医療を受けることができます。 | | | | | |
| 助 成 割 引 の 他 | NET119緊急通報システム | | ○ | - | - | くわしくはおたずねください | 安芸高田市消防本部警防課 電話番号 0826-42-0932 FAX 0826-47-1191 | | |
| | 交通費の助成 | | ○ | ○ | ○ | 次のいずれかに該当する通院の交通費(公共交通機関の運賃で計算)の1/3を支給します。(1)に該当される方は1/2を支給します。 (1)じん臓機能障害の手帳所持者の人工透析のための通院 (2)義務教育終了までの身体障害者手帳1～3級を所持する方の障害の更生のための通院(※保護者分も支給) (3)療育手帳④・A・⑤所持者の障害の更生のための通院(※保護者分も支給) (4)小児慢性特定疾病対策対象疾患対象児のその治療のための通院(※18歳までの方は保護者分も支給) (5)指定難病対象者の治療のための通院 (6)自立支援医療(精神通院)および精神障害者保健福祉手帳を所持する方の障害の更生のための通院(※18歳までの方は保護者分も支給) | 手帳もしくは受給者証・申請書・預金通帳(申請書に通院・通所先の機関に記入していただく部分があります。) ※事前にご相談ください | 安芸高田市 社会福祉課 0826-42-5615 | |
| | 外出支援サービス(高齢者福祉の制度) | タクシーチケット配布 | ○ | ○ | ○ | (1)～(5)のすべてに該当する方の通院支援をします。 (1)介護保険で要介護1以上の方 (2)お太助ワゴン等の利用が困難な方 (3)下肢に障害があり、歩行ができない人や歩行に介助がいる人又は寝たきりの人で定める基準に該当する方 (4)市民税非課税の方 (5)自宅に居住されている市内在住の方 | ※原則として安芸高田市内の医療機関への通院が対象となります ※要介護1又は2の認定を受けている人は、ひとり暮らし又は同居家族が65歳以上高齢者や障害者のみの世帯の方が対象となります ※交通費の助成・障害者福祉の制度の外出支援サービスとの併用はできません | | 介護保険被保険者証 |
| | 外出支援サービス(障害者福祉の制度) | | ○ | ○ | ○ | 次のいずれかに該当する方の外出支援をします。 (1)身体障害者手帳の視覚・下肢・体幹機能・移動機能障害で1級～3級を所持する方 (2)療育手帳④・Aを所持する方 (3)精神障害者保健福祉手帳の1級を所持する方 | 交通費の助成・高齢者福祉の制度の外出支援サービスとの併給はできません。 軽自動車税・自動車税の減免を受けると、給付額が半額となります | | 手帳(保護者様の申請には保護者様の身分証が必要です) |
| | 自動車免許取得費用の助成 | | ○ | - | - | 身体障害者手帳1～4級所持者が第1種普通免許を取得した場合、その費用の一部を助成します。※免許取得費用の2/3以内(限度額10万円) | 手帳・運転免許証・運転免許取得費領収書・預金通帳 | | |
| | 自動車改造費の助成 | | ○ | - | - | 身体障害者手帳1～4級の上肢、下肢、体幹機能障害者で自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、その費用の一部を助成します。 ※改造前に申請が必要です ※限度額10万円 ※所得制限あり | 手帳・運転免許証・見積書・車検証・預金通帳 | | |
| 思いやり駐車場利用証交付制度 | | ○ | ○ | ○ | 対象となる駐車区画の利用を必要とする人が安心して利用するための駐車場利用証を交付します。 ※障害の種類・等級に一定の基準があります | 手帳 | | | |
| 駐車禁止規制の適用除外 | | ○ | ○ | ○ | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が駐車禁止除外指定車標章の交付を受けると指定する駐車禁止区域内でも駐車することができます。 ※障害種別・等級などに一定の基準がありますのでくわしくはおたずねください | 手帳・住民票の写し・車検証・印かん | 安芸高田警察署 0826-47-0110 | | |
| 有料道路通行料金の割引 | | ○ | ○ | - | (1)1種の身体障害者、知的障害者を乗せて、介護者が運転する場合または自ら運転する場合 (2)2種の身体障害者が自ら運転する場合 (1)(2)ともに5割引となります。 ※割引を受けるためには、事前に市の窓口又はオンラインでの申請が必要です ※申請時に車両登録をしなくても利用可能です。 ※休日割引と併用はできません。 | (1)手帳・車検証 (2)手帳・車検証・運転免許証 ※ETCの場合はETCカード(障害者名義)、ETCの車載器セットアップ証明書も必要 | 安芸高田市 社会福祉課 0826-42-5615 | | |

| 制度の種類 | | 身体 | 療育 | 精神 | 内容・要件など | 申請に必要なもの | 申請・相談窓口 | | |
|-------|-----------------------|---------------------------|---------------|----|--|--|--|--|-------------------------------------|
| 助成 | 交通機関 | JR | ○ | ○ | - | 身体障害者手帳・療育手帳の1種〔本人・介護者〕普通乗車券、回数券、急行券 5割引 ※定期乗車券は12歳未満の場合介護者のみ 〔本人のみの場合〕普通乗車券（片道100kmを超える場合のみ） 5割引 身体障害者手帳・療育手帳の2種〔本人〕普通乗車券（片道100kmを超える場合のみ） 5割引 ※定期乗車券は12歳未満の場合介護者のみ 5割引 | 乗車券購入時に手帳を提示 | JR各駅 | |
| | | | | | | 県内の船舶 | ○ | ○ | ○ |
| | の | 県内のバス・広島電鉄電車 アストラムライン | ○ | ○ | ○ | 普通乗車券・回数券 身体障害者手帳・療育手帳の1種、精神障害者保健福祉手帳1級〔本人・介護者〕 5割引 身体障害者手帳・療育手帳の2種、精神障害者保健福祉手帳2・3級〔本人〕 5割引 ※12歳未満の場合介護者も5割引 | 降車時に手帳を提示 ※定期券についてはおたずねください | 各バス会社 | |
| | 賃 | 国内の航空 | ○ | ○ | ○ | 身体障害者手帳・療育手帳の1種〔本人・介護者〕 身体障害者手帳・療育手帳の2種〔本人〕あるいは〔本人・介護者〕*航空会社による 精神障害者保健福祉手帳〔本人・介護者〕あるいは〔割引適用無〕*航空会社による ※12歳未満の場合適用なし（3歳～12歳の療育手帳④・Aは割引あり。ただしあらかじめこども家庭センターの証明を受けることが必要です。） | くわしくはおたずねください *介護者分との同時購入等の制約があります *写真付手帳が必要です | 各航空会社 各旅行代理店 | |
| | 割 | 県内のタクシー | ○ | ○ | ○ | 身体障害者手帳、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者〔本人〕 ※精神障害者保健福祉手帳所持者は割引されない場合など、タクシー事業所によって扱いが違いますので、確認してください 1割引 | | 各タクシー事業所 | |
| | 引 | お太助ワゴン （市内予約乗合ワゴン） | ○ | ○ | ○ | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者〔本人〕 同一町内の移動 200円引 違う町への移動 300円引 | 乗車時に手帳を提示 | 予約受付センター 0826-47-1515 制度については 安芸高田市 政策企画課 0826-42-5612 | |
| 割 | の減額 | 所得税・市民税・県民税の控除 （障害者控除） | ○ | ○ | ○ | 障害者及び障害者を扶養している人に所得税・市民税・県民税の障害者控除があります。 〔特別障害者控除〕身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1級 〔障害者控除〕身体障害者手帳3～6級、療育手帳⑤・B、精神障害者保健福祉手帳2・3級 | 所得税について 勤務先の事業所 または 吉田税務署 0826-42-0008 市民税・県民税について 安芸高田市 税務課 0826-42-5614 | | |
| | | | | | | 相続税の控除 | 障害者が相続により財産を取得する場合、障害者控除があります。 | くわしくはおたずねください | 吉田税務署 0826-42-0008 |
| | 減免 | 固定資産税の減額 | くわしくはおたずねください | ○ | ○ | ○ | 平成19年1月1日以前から所在している住宅についてバリアフリー改修が行われた場合、100平方メートルを限度に翌年度の固定資産税の3分の1を減額します。 ※改修の種類・費用金額などの要件がありますのでくわしくはおたずねください。 | 改修後3ヶ月以内に工事明細書、領収書、写真等を添付して申告 | 安芸高田市 税務課 0826-42-5614 |
| | | 軽自動車税の減免 | | | | | 障害者本人またはその障害者と生計を一にする方が所有し、運転する車をもつばら障害者のために使用する場合に減免されます。 ※障害種別・等級などに一定の基準がありますのでくわしくはおたずねください。 | くわしくはおたずねください | 安芸高田市 税務課 0826-42-5614 |
| | | 自動車税の減免 | | | | | | | 広島県西部県税事務所 自動車税課 0570-017-707 |
| | 自動車税環境性能割の減免 | | | | | | | | |
| 引 | マル優制度（小額預金・小額公債非課税制度） | ○ | ○ | ○ | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 小額預金非課税制度では、預貯金などの元本350万円までの利子が非課税になります。 小額公債非課税制度では、国債と地方債の額面の合計額350万円までの利子が非課税になります。 | | 吉田税務署 0826-42-0008 | | |
| の | 生活保護の障害者加算 | ○ | - | ○ | 生活保護を受けている身体障害者手帳1～3級、特別児童扶養手当受給者、障害年金1、2級受給者、障害年金の認定がない精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者に、生活保護の障害者加算の認定が受けられます。 | 手帳 | 安芸高田市 社会福祉課 0826-42-5615 | | |
| | 保育料の軽減 | ○ | ○ | ○ | 在宅障害児・者のいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者又は特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者） | 入所申込時に手帳・受給者証の提示 | 安芸高田市 子育て支援課 0826-47-1283 | | |
| | 補助犬（盲導犬）の給付 | ○ | - | - | 重度の視覚障害者の方に行動のパートナーとして補助犬（盲導犬）を給付しています。 | くわしくはおたずねください | 広島県視覚障害者団体連合会 082-229-2320 | | |
| | NHK放送受信料の免除 | 全額免除 | ○ | ○ | ○ | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する市民税非課税世帯 ※手帳の等級、障害種別は問わない | 手帳・印かん | 安芸高田市 社会福祉課 0826-42-5615 | |
| | | 半額免除 | ○ | ○ | ○ | 次の（1）～（5）に該当する方 （1）身体障害者手帳の視覚障害1～6級所持者が世帯主で契約者 （2）身体障害者手帳の聴覚障害1～6級所持者が世帯主で契約者 （3）身体障害者手帳1・2級所持者が世帯主で契約者 （4）療育手帳④・A所持者が世帯主で契約者 （5）精神障害者保健福祉手帳1級所持者が世帯主で契約者 | | | |
| | そ | 電話番号案内の無料 | ○ | ○ | ○ | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者はNTT番号案内（104）が無料で利用できます。 ※障害種別・等級などに一定の基準がありますのでくわしくはおたずねください | くわしくはおたずねください | NTT 0120-104174 | |
| | 携帯電話基本料金等の割引 | ○ | ○ | ○ | 身体障害者手帳、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者 携帯電話の月々の基本料金などが割引になります。 | | 各携帯電話取扱事業者 | | |
| | 公共施設使用料の割引 | ○ | ○ | ○ | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は公共施設使用料が割引になります。 ※障害種別・等級などに一定の基準がありますのでくわしくはおたずねください | 手帳を提示 ※詳細は各施設でおたずねください | 各公共施設 | | |
| | 映画鑑賞料金の割引 | ○ | ○ | ○ | 映画館の鑑賞料金が割引されます。 ※映画館によってサービス内容が違いますのでくわしくはおたずねください | くわしくはおたずねください | 各映画館 | | |
| | 青い鳥郵便はがきの無料配布 | ○ | ○ | - | 身体障害者手帳1・2級または療育手帳④・A所持者に青い鳥郵便はがきを20枚を無料配布しています。 | 手帳持参の上、申込みしてください ※申込み期間4月1日～5月末 | 各郵便局 | | |
| | 重度障害者の郵便による不在者投票 | ○ | - | - | 身体障害者の方で事前に手続きをおこなえば、郵便による不在者投票ができます。 ※障害種別・等級などに一定の基準がありますのでくわしくはおたずねください | ※必ず事前にご相談ください | 安芸高田市 選挙管理委員会事務局 0826-42-1136 | | |
| 他 | 県営住宅への優先入居 | くわしくはおたずねください | ○ | ○ | ○ | 県営住宅への入居の当選率が一般世帯より高くなります。 ※所得制限あり ※障害の種別・等級等に一定の基準がありますので、くわしくはおたずねください | | 各地域の県営住宅指定管理者 | |
| | 生活福祉資金の貸付 | | | | | 障害者が生業を営んだり就職したり、就業の目的で知識・技能を修得するのに必要な経費の貸付が受けられます。その他福祉資金、住宅資金等。 ※所得制限あり | | 安芸高田市社会福祉協議会 0826-42-2941 | |
| | 住宅整備資金の利子補給 | ○ | ○ | - | 60歳未満の身体障害者手帳1～4級、療育手帳④・A所持者が居住する住宅を整備することを目的に融資を受けた場合、借入金利子の一部を補助します。 | くわしくはおたずねください | 安芸高田市 社会福祉課 0826-42-5615 | | |
| | 福祉サービス利用援助「かけはし」 | ○ | ○ | ○ | 福祉サービスを利用される時の手伝い、日常的な金銭管理の手伝い、通帳などのお預かりサービスなど。 | | 安芸高田市社会福祉協議会 0826-42-2941 | | |
| | 就職相談・就職後のアフターケア | ○ | ○ | ○ | 専門の職員・相談員を配置し、障害のある方の就職相談から就職後のアフターケアまで一貫して支援します。 | | ハローワーク安芸高田 0826-42-0605 | | |
| 保険 | 心身障害者扶養共済 | ○ | ○ | ○ | 保護者が死亡、または重度障害者になった場合、心身障害者の生活の安定を図るために年金が支給される任意加入の保険制度です。 | くわしくはおたずねください | 安芸高田市 社会福祉課 0826-42-5615 | | |

| 担当課 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 | 担当課 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|-----------|-------------------------------|--------------|--------------|----------|-----------------------------|--------------|--------------|
| 社会福祉課 | 〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地 | 0826-42-5615 | 0826-42-2130 | 高宮支所 窓口係 | 〒739-1802 安芸高田市高宮町佐々部983番地2 | 0826-57-0311 | 0826-57-1654 |
| 八千代支所 窓口係 | 〒731-0303 安芸高田市八千代町佐々井1391番地1 | 0826-52-2111 | 0826-52-2580 | 甲田支所 窓口係 | 〒739-1192 安芸高田市甲田町高田原2500番地 | 0826-45-4111 | 0826-45-4521 |
| 美土里支所 窓口係 | 〒731-0692 安芸高田市美土里町本郷1775番地 | 0826-54-0311 | 0826-54-0035 | 向原支所 窓口係 | 〒739-1201 安芸高田市向原町坂185番地1 | 0826-46-3111 | 0826-46-2866 |

相談機関

| 機関名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 | 内容 | |
|---|----------|---------------------------------------|--|--------------|---|---|
| 県立身体障害者更生相談所 | 739-0036 | 東広島市西条町田口295番地3 県立総合リハビリテーションセンター内 | 082-425-1455 | 082-425-1634 | 身体に障害のある方の更生の方法などについて専門的な立場から総合的な判定をおこなっています。ここでは、医師、身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員などが市と密接に連絡をとりながら相談に応じています。 | |
| 広島県北部こども家庭センター (児童相談所) (知的障害者更生相談所) | 728-0013 | 三次市十日市東4丁目6-1 | 0824-63-5181 | 0824-63-9743 | 児童虐待、配偶者からの暴力(DV)や児童の発達の状態など、子供や家庭の問題に対応する総合的な相談支援機関です。 | |
| 県立総合精神保健福祉センター | 731-4311 | 安芸郡坂町北新地2丁目3番77号 | 082-884-1051 | 082-885-3447 | 医師、保健師、精神保健福祉相談員などが、地域における精神保健福祉の向上を図るため、相談及び治療に応じています。 | |
| 広島県西部保健所 広島支所 | 730-0011 | 広島市中区基町10番52号 | 082-513-5521 | 082-222-5802 | | |
| 安芸高田市こども発達支援センター | 731-0521 | 安芸高田市吉田町常友1564番地2 | 0826-47-4151 | 0826-47-4144 | 就学前の子どもの発達上の心配や、子育ての悩みについて、相談に応じています。 | |
| 安芸高田市障害者基幹相談支援センター | 731-0521 | 安芸高田市吉田町常友1564番地2 | 0826-47-1080 0826-47-1083 (障害者虐待防止センター・24時間対応) | 0826-47-1061 | 身体障害のある方 知的障害のある方 精神障害のある方 難病患者の方 発達障害の方 | |
| 相談支援事業所もやい | 739-1203 | 安芸高田市向原町長田1843番地 | 0826-46-5760 | 0826-46-4355 | | 障害のある人のための第一次相談窓口として、様々な相談を受け付ける「よろず相談窓口」です。また、障害者虐待防止センターの相談受付窓口機能も有します。 |
| 清風会つぼみ | 731-0511 | 安芸高田市吉田町竹原920番地 | 0826-47-2092 | 0826-43-2662 | | |
| 安芸高田市地域包括支援センター | 731-0521 | 安芸高田市吉田町常友1564番地2 | 0826-47-1132 | 0826-47-1312 | おむね65歳以上の方 こまごごとについて専門的な立場から総合的な支援をおこなっています。制度の紹介や市や施設との連絡調整もおこなっています。 | |

サービス内容が変更され、掲載している内容と異なる場合もあります。
恐れ入りますがサービスを受けられるときには申請・相談窓口へ確認をお願いします。